意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

|  |  |
| --- | --- |
| 案件名 | 富岸青少年会館廃止方針（案） |
| 意見の募集期間 | 令和３年１０月１日（金）から令和３年１１月１日（月）まで |
| 担当グループ | 教育部社会教育グループ |
| 意見の提出件数 | ３件 |
| 提出された意見の要旨と市の考え方 |
| № | 意見の要旨 | 市の考え方 |
| １ | 老朽化し解体を考えているようだが、解体費用についてはどう考えるのかを明示すべきである。また、取り壊すにしても再利用可能なものがある場合、例えば棚・靴箱・・・ 市役所や学校、市民会館などで再利用カーテン・・・市の公共施設での再利用解体木材・・・銭湯などに売却解体鉄筋・・・製鉄会社や製鋼所など鉄を売却や入札をしてはどうか？コンクリート・・・再資源化して利用照明器具・・・取り外し可能で使えるものは公共施設で再利用電源コンセントや電源コード・・・部品取りとして利用し公共施設で再利用、もしくは電源コードを入札売却し市の収入にするが必要だと思います。参加業者を青空市のように現物をみて入札する方式とか新たな試みも必要ではないか。代替施設についての説明がもっと必要ではないか？中学校を解放するとか書いているが、利用状況を踏まえてどうするのかなど細やかな説明が必要だと思う。まだ利用出来るのに壊すというのが理解が得られるのかどうか、まだ利用出来るのに壊すとなると、理解が得られないし、税金の使われ方として疑問がある部分もあるように思います。また、説明する資料として、動画でどのように問題かを資料としてあってもいいのではないか？ビデオ撮影をして、問題箇所を動画として見たほうがわかりやすいように思います。 | 老朽化による解体とその費用についてどう考えているのかとのご意見ですが、富岸青少年会館は、施設を解体するのではなく、青少年会館としての用途を令和4年3月31日をもって廃止することとしています。なお、会館に併設している富岸放課後児童クラブについては、当面の間、継続して使用することとしています。また、用途廃止後は市長部局において施設を管理します。代替施設についての説明がもっと必要ではないかとのご意見ですが、総合体育館や中央青少年会館などの既存体育施設の一部提供と、学校の理解と協力により学校開放事業を新たに2校追加し、令和２年度の使用にあたっては、富岸青少年会館使用団体に限定して使用など代替施設をご案内しました。また、使用団体の皆様には、アンケート調査を行い、現在の使用施設等やご意見などをお伺いしたところ、「使用料が上がった」「移動時間がかかる」等のご意見もありましたが、本地区は緑陽中学校や総合体育館などが近隣にあるなど比較的体育施設に恵まれた環境にあり、大きな問題や困っているご意見はないものと考えています。説明資料として、問題点を動画で説明するのがよいのではというご意見ですが、掲載している方針案の文言と写真により、詳細に記載しますので、内容を確認していただくことでご理解をお願いします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 意見の要旨 | 市の考え方 |
| ２ | 現在、小中学生を支援する活動をしています。外で遊べないときや、冬季の間、体育館で思い切り体を動かしたりスポーツを楽しんだりしたいのですが、富岸青少年会館が使えなくなったため、中央青少年会館を利用したいのですが、土曜日などは予約が入っていて使えないのが現状です。鷲別の会館も結局閉鎖されたままですし、中央青少年会館は青少年とは思えない団体が利用しているため使用できず、今後、子ども達のために何もできず無力感を感じます。せめて現状唯一ある中央青少年会館のあり方を少し考えていただきたい。子どもを優先するとか、早い者勝ちではなく抽選にするとか、何か考えていただかなければ、登別の子ども達の未来は暗いものになると考えます。 | 青少年会館は、レクリエーション活動等を推進することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的に設置しています。開館以降、青少年の健全育成等の活動施設として親しまれる一方で、社会情勢等の変化により、青少年にとどまらず、広く市民の皆様のスポーツ活動の場として使用されています。現在、青少年会館を使用する場合は、団体構成員が3名以上で当該構成員のうち3分の2以上が18歳未満の登別市民であって市内に居住又は市内の学校に通学する「青少年団体」と団体構成員が3名以上であって青少年団体に該当しない「一般団体」が団体登録をしています。使用するときは申請書を提出していただきますが、青少年団体は使用しようとする日が属する月の3月前となる月の1日から7日まで、一般団体は15日から21日となっており、青少年団体は一般団体よりも半月早く申請書を提出できることになっています。体育施設の使用については、限られた施設数と活動時間の条件の中で、多くの団体が活動していただいています。青少年会館においても利用者のおおよそのニーズは満たされているものと捉えていますが、ご意見をいただいた今後のあり方について、行政のみではなく、多くの方々の知恵をお借りしながら検討してまいります。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 意見の要旨 | 市の考え方 |
| ３ | 青少年体育館の近くに住んでいるのですが、子供達や近隣の皆のために残してほしいです。なぜなら、まずは、学童の子達、羽球少年団、中学部活、剣道、近隣の羽球、卓球、ダンス、ラケットテニス、ミニバレーの皆さん、車のある人ばかりではなく､徒歩の方も多数います。町会でもクリスマスか何か使っているようです。ということから、何とか残してあげてほしいです。羽球少年団は、総体がほとんどとれないと親が泣いていました。何卒よろしくお願いいたします。 | 昭和５４年４月に開館以来、青少年の健全育成等の活動施設として親しまれる一方で社会情勢等の変化により、青少年だけでなく広く市民のスポーツ活動の場として富岸地区の皆様にもご利用いただいてきた富岸青少年会館ですが、設置してから４０年以上の経過により老朽化が進行し、令和元年度に体育館の床面に歪みが生じ、令和２年５月に原因究明のため体育館床面の一部を剥がし調査を実施したところ、基礎部分にひび割れがあり使用にあたっての安全性の確保が困難であることが判明しました。このことから、改修に向け検討を行いましたが、基礎部分のコンクリートの修理には新築と同程度の金額がかかるため改修を断念、今後も歪みが進行し、安全に使用することが困難であることから体育館部分の使用を停止しました。富岸青少年会館を使用されていた皆様には、説明会を実施するとともに、他既存体育施設のご案内を行い、令和２年度に新たに開始した緑陽中学校学校開放を優先利用とするとともに、中央町にある登別市青少年会館と総合体育館乗使用団体に対し、活動使用枠の一部提供や団体同士の合同活動へのご協力をお願いし、ご使用を分け合いながら活動していただいているところです。限られた体育施設ではありますが、今後も学校開放事業や既存の体育施設をご利用いただき、地域におけるスポーツ活動を促進し、市民の皆様の健康・体力づくりの増進を図ってまいりますので、ご理解をお願いします。 |